

一般社団法人静岡県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉の援助を必要とする静岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって静岡県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする静岡県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 静岡県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業
- (3) 社会福祉、権利擁護等に関する相談事業
- (4) 社会福祉サービスに関する評価事業
- (5) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する研修事業
- (6) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (7) 社会福祉及び社会福祉士に関する評価調査研究に関する事業
- (8) 公益社団法人日本社会福祉士会及び社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事会を開催し、役員として理事及び監事を置く。

第2章 会員

(社員の資格)

第7条 当法人の社員は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「社会福祉士・介護福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受け、静岡県内に住所又は勤務先を有しているものとする。

(種別)

第8条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社員の資格を有するもので、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において承認された者
(4) 準会員 次に掲げる者で、静岡県内に住所又は勤務先を有し、当法人に所属することを希望する者

- (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
- (ウ) その他、入会が適当と認められる者

(入会)

第9条 正会員、贊助会員又は準会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 贊助会員及び準会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前12条の場合のほか、会員は、次の各号（贊助会員及び準会員にあっては第4号を除き、名誉会員にあっては第4号から第5号までを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく、会費の納入が継続して2年以上納入なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 社会福祉士・介護福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (5) 社会福祉士・介護福祉士法第33条の規定により、登録を消除されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前13条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員の選任及び解任

(4) 役員の報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の事業報告及び決算報告

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号において定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第19条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第19条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集し、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面

によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益事業目的を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使することができる。

また、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに署名または記名押印する。

(社員総会規則)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上18名以内

(2) 監事 3名以内

2 役員は、本会の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3人以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選任する。

3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
また、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(役員の任期)

第30条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して10年を超えない範囲とし、さらに会長にあっては連続して6年を超えない範囲とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員（ただし、増員の場合は監事を除く）の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第34条 当法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第35条 当法人に、若干の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の求めに応じて専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、任期を定めた上で、社員総会の決議に基づいて、会長が正会員以外の者の中から委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、任期を定めた上で、社員総会の決議に基づいて、会長が本会役員経験者の中から委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 多額の借財
 - (2) 重要な使用人の選任及び解任
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (5) 第34条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人・財団法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は一般社団・財団法人法第101条第2項に該当する場合は、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の書面による通知の発出に代えて、理事又は監事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができるものとする。この場合において、前項の書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもつて決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事の署名押印又は記名押印については、出席した代表理事の署名又は記名押印をもってこれに替えることができる。

(理事会規則)

第45条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成して理事会の決議を経た後、定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

(7) 収支計算書

2 前項第3号から第7号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の分配の禁止)

第49条 当法人の剩余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任（選定）する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 支部組織

(支部組織)

第54条 当法人は、総会の決議を経て、市町又は複数市町を単位として支部を置くことができる。

- 2 支部は、当法人の内部組織とし、設置単位の市町の区域内において、当法人の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。
- 3 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるほか、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(支部長)

第55条 支部に支部長を1名置く。

- 2 支部長は、社員総会において別に定める方法により、当該支部に所属する正会員の中から選出する。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。
- (個人情報の保護)

第58条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	三 田 忠 男
設立時理事	土 屋 幸 己
設立時理事	古 井 慶 治
設立時理事	高 橋 文 明
設立時理事	鶴 田 安 弘
設立時監事	石 井 昌 明

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりとする。

(社員名簿省略)

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

定款作成日 平成20年11月26日

定款認証日 平成20年12月 1日

附則

平成21年2月21日改正

平成24年5月19日改正

令和 元年5月18日改正

令和 7年 5月24日改正